

規制改革実施計画 2017 (平成29年6月9日閣議決定) (関係部分抜粋)

5 . 投資等分野

(2) 個別実施事項

官民データ活用

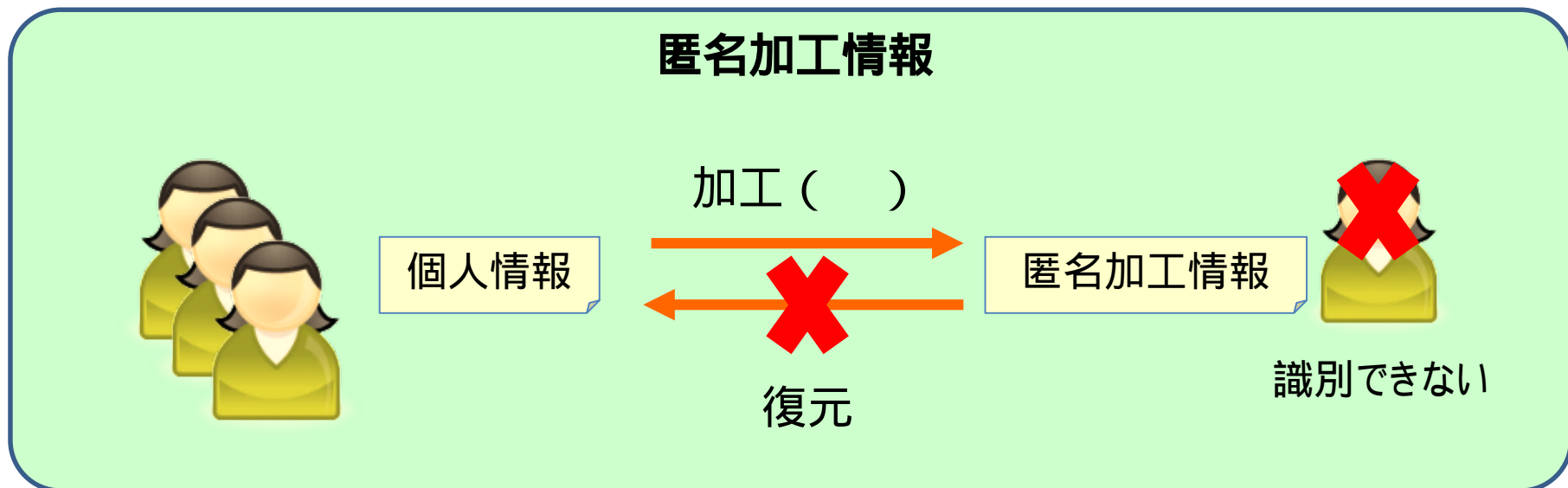
5 地方自治体等の保有するデータの活用

- d 国の行政機関等及び民間事業者を対象とする、非識別加工情報（匿名加工情報）の加工やその取扱いについての公的な事前相談窓口を設ける。

平成29年上期措置

匿名加工情報制度

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）の類型を新設し、個人情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、自由な流通・利活用を促進



匿名加工情報の作成に関する基準（個人情報保護委員会規則に明記）

特定の個人を識別することができる記述等（例：氏名）の全部又は一部を削除（置換を含む。以下同じ。）すること

個人識別符号（例：マイナンバー、運転免許証番号）の全部を削除すること

個人情報と他の情報とを連結する符号（例：委託先に渡すために分割したデータとひも付けるID）を削除すること

特異な記述等（例：年齢116歳）を削除すること

上記のほか、個人情報とデータベース内の他の個人情報との差異等の性質を勘案し、適切な措置を講ずること

匿名加工情報に係る取組状況

取組の目的

匿名加工情報制度の内容周知、相談対応・事例集の公表等を通じて匿名加工情報の理解促進や事業者の取組支援等を行うことで、**利活用環境を整備**。

取組状況

パーソナルデータを含むビッグデータの適正な利活用環境の整備

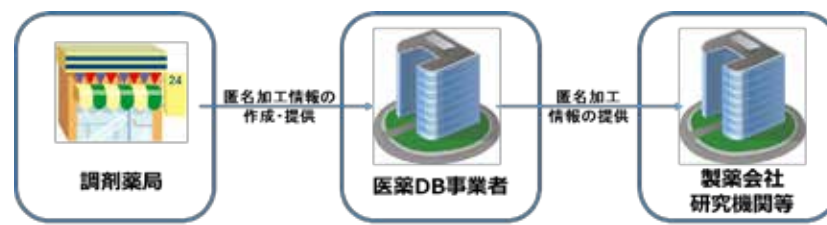
- 改正個人情報保護法に基づき新設された匿名加工情報制度について、**説明会や事業者ヒアリングを通じて内容の周知を継続的に実施**し、制度の正確な理解を促進。（本年3月末時点で、**300社超**が匿名加工情報の作成を公表）
- 事業者等からの相談を受け付ける**相談ダイヤル**を平成29年5月30日に開設し相談対応を実施。（昨年末時点で**19,158件**）
- 個人情報の保護を図りつつ、個人情報及び匿名加工情報の適正かつ効果的な活用を促進する観点から、**匿名加工情報の取扱いに関する情報を委員会ウェブサイト**で公表するなど情報発信を充実。

匿名加工情報の活用事例

様々な業種で匿名加工情報の活用が進んでおり（300社超が作成公表済）、本年3月末時点で、医薬品分野では約80社、小売業分野では約30社、金融保険分野では約10社が匿名加工情報の作成を公表。

処方箋記載事項

- 1 調剤薬局は、自らが保有する**処方箋記載事項から匿名加工情報を作成し**、医薬DB事業者¹に提供。
- 1 医薬DB事業者は、当該匿名加工情報を分析し、その分析結果を製薬会社や研究機関等に提供。製薬会社や研究機関等は、**新薬の開発や研究に利用**。



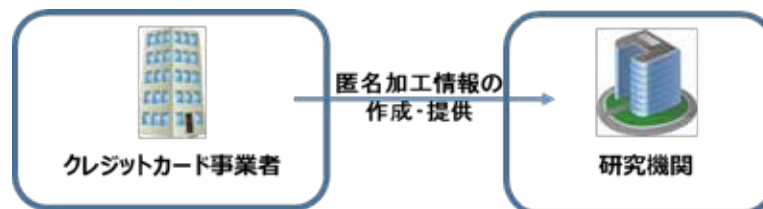
購買履歴

- 1 小売業者は、自らが保有する顧客の**購買履歴（IDPOSデータ）から匿名加工情報を作成し**、メーカーや卸業者に提供。
- 1 メーカーや卸業者は、自社商品の購買傾向等を詳細に分析し、よりターゲットを絞った効果的なマーケティングが可能となり、小売業者に対する**商品陳列の指示等の販売促進活動等に利用**。



クレジットカード利用情報

- 1 クレジットカード事業者は、自らが保有する**会員属性情報とクレジットカードの利用履歴から匿名加工情報を作成し**、研究機関に提供。
- 1 研究機関は、AIを用いたデータ分析を行い、クレジットカード事業者は、その分析結果の提供を受けることで、**今後の事業計画や新たな事業に関する示唆を得ることに利用**。



非識別加工情報制度

- 非識別加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報。
- 行政機関等は、**提案募集**を行い、民間事業者からの提案を審査の上、非識別加工情報を提供。

民間事業者

不適格な者は除外

- 過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
- 過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者等

提供を受けた場合 ()

- 識別行為の禁止
- 安全管理措置
- 契約内容の遵守

実費を勘案した手数料の納付

() 提案者以外も提供を受けることが可能

提案

提案につき審査

利用契約の締結

提供

行政機関等

提案しようとする者への情報提供

対象となる個人情報

- 個人情報ファイル簿が公表されていること（外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報は除外）
- 情報公開請求があれば部分開示されること（全部不開示となる個人情報（事務事業遂行への支障のおそれなど）は除外）
- 行政運営に支障を生じないこと

提案についての審査（利用目的、安全管理体制等）

匿名加工情報の作成、公表

- 基準に基づく適正加工
- 個人情報ファイル簿への記載

苦情処理

官民を通じて一元的に所管

個人情報保護委員会

非識別加工情報に関する総合案内所の開設等

平成29年5月30日、「行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所」を開設

【問合せ件数（平成29年度）】 144件

（内訳） 行政機関等：92件 地方公共団体：23件 民間事業者等29件

非識別加工情報に関する制度概要について、ウェブサイトにより広く情報を発信

・提案募集を実施する各行政機関等をリスト化し、各問合せ窓口を掲載・紹介

説明会等の実施：全4回

（内訳） 全ての行政機関 全ての独立行政法人等
全ての都道府県 埼玉県及び埼玉県内全市町村

 全141の行政機関等が、平成29年度末までに提案募集を全て実施済

【提案募集ファイル数（平成29年度）】 1,932ファイル

（内訳） 行政機関：283ファイル 独立行政法人等：1,649ファイル